**◇出願書類確認票**

**※提出書類が全て揃っているか、書類に不備がないかを確認してください。**

**確認が出来たらチェック✔を入れ、申請時所属部局へ提出してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 募集事業名 | ～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム～【大学生等対象】2025年度（第17期）派遣留学生　**大学１年生以外** |
| 申請時の所属学部・研究科名 |  |
| 申請時の学籍番号 |  | 氏名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１　不足書類の有無（紙・電子データ）** | 本人確認欄 | 部局確認欄 |
| 1. 学内申請書
 |  |  |
| 1. 自由記述書（A4サイズ２枚以内）
 |  |  |
| 1. 家計基準チェック用リスト（2025年４月時点で学部生の者は「学部生用」、2025年４月時点で大学院生の者は「大学院生用」）

及びリスト内で指定された証明書類の写し |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **２　派遣学生の留学開始時点での要件の確認** |  |  |
| 1. ① 日本国籍を有する者又は応募時までに日本への永住が許可されている者
 |  |  |
| 1. ② 本制度で実施する事前・事後研修に参加できる者、また、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する意思がある者
 |  |  |
| ③ 在籍大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する者（申請時に休学中の者も応募可） |  |  |
| 1. ④-1 申請時に所属する部局から、留学に関する学務上の留意点について説明を受け、留学を許可されている者
 |  |  |
| ④-2留学時に所属する部局から、留学に関する学務上の留意点について説明を受け、留学を許可されている者 |  |  |
| 1. ④-3 受入れ機関から受入れを許可されている、又は許可される見込みがある者
 |  |  |
| 1. ⑤ 日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金」に掲げる家計基準を確認した者
 |  |  |
| 1. ⑥ 留学に必要な査証を確実に取得し得る者
 |  |  |
| 1. ⑦ 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続する意欲のある者、卒業しようとする又は学位を取得しようとする者
 |  |  |
| 1. ⑧ 2025年４月１日時点の年齢が30歳以下である者
 |  |  |
| 1. ⑨-1 留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額（総額を留学期間の月数で除した金額）が、本制度による奨学金月額を超えない者
 |  |  |
| 1. ⑨-2 他団体等から奨学金を受ける場合、本制度の奨学金等との併給の可否を確認した者
 |  |  |
| ⑨-3 日本学生支援機構が実施する「海外留学支援制度（協定派遣、学部学位取得型、大学院学位取得型）」から奨学金の支給を受けない者 |  |  |
| ⑩ 過去に「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」（以下、「旧制度」という。）の派遣留学生として採用されていない者※ただし、以下の学生は本制度の要件を満たすものとみなす・過去に本制度【大学生対象】又は旧制度大学生等コースの派遣留学生として採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者・過去に旧制度の高校生コース又は地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された者・トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム【高校生等対象】（第８期）又は（第９期）の派遣留学生として採用された者 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **３　留学計画の要件の確認** |  |  |
| 1. ① 2025年８月１日から 2026年３月31日の間に留学先国・地域において留学を開始する計画

※「留学開始日」とは、渡航日ではなく、受入れ機関で活動を開始する日 |  |  |
| 1. ② 留学先国・地域における留学期間が28日以上１年以内（３か月以上を推奨）の計画

※「留学期間」とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間であり、渡航及び帰国にかかる期間は含まれない※留学期間終了後、31日以内に帰国する必要がある |  |  |
| ③ 受入れ機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画※受入れ機関が複数ある場合は、各受入れ機関での活動を開始する前に受入許可を得る必要がある※受入れ機関は、諸外国等の法人や団体等、受入許可書の発行が可能な機関（大学等に限らない。）を指し、個人による受入れは認められない※受入れ機関がなく、在籍確認を行えない計画は支援の対象外 |  |  |
| ④ 申請時に所属する部局が、教育上有益な学修活動と認める計画※語学学習のみを行う計画は、支援の対象外。ただし、語学学習が留学全体の準備過程又は補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となる |  |  |
| 1. ⑤ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
 |  |  |
| 1. ⑥ 受入れ機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

※応募時点で受入れ機関の所在地が「レベル２」以上であっても、選考に差し支えはない。ただし、留学開始時点又は留学中に「レベル２」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となる |  |  |

学生　　　　 　　

申請時部局担当者　

|  |  |
| --- | --- |
| 申請時担当部署名 |  |
| 担当者署名 |  | 内線 |  |

学生　　　　 　　

留学時部局担当者　

|  |  |
| --- | --- |
| 留学時担当部署名 |  |
| 担当者署名 |  | 内線 |  |